

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝来市長 藤岡 勇

市町村名 (市町村コード)	朝来市 (28225)	
地域名 (地域内農業集落名)	和田山町糸井地域 (和田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 2月 2日 (第10回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

若手の地元定着、Uターン、兼業農家の激減、更に農地を残しての区域離れが加速している。幸いにも区域内農地の75%に携わる和田営農組合の存在は重要であるが、機械設備の老朽化、作業不足による存続が危ぶまれている。

【地域の基礎的データ】

- ・農業者14人、平均年齢68歳(内70歳以下8人、平均年齢61歳)
- ・団体経営体(非法人-和田営農組合):組合員数25名、作業員5人(平均年齢67歳)
- 主な作物:水稲(ふるさと但馬米、コウノトリ育むお米[減農薬タイプ])、黒大豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業者、営農組合を中心とする水稲栽培を基本とし、下記の3点に重きを置き農地保全に今後も取り組む

- ・区域内の農業用水路、農道、防護柵の管理
- ・農業者の高齢化、耕作放棄等による農業リタイア農地を引き受けるべく営農組合の存続に力を入れる
- ・スマート農業、新規就労者導入を進めて行く

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.86 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.80 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

糸井川及び支流からの4本湯堰(大月、坂ノ上、日本川、ランザ)を利用して水稲栽培等可能な農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 中間管理機構の活用を進めつつ、地区内及び近隣地区の農業者と営農組合が情報交換を行い計画的に農地利用を進める
(2)農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構の認知度が低く、利用方法・メリットなどが浸透していないことから、パンフレットの配布、説明会を行う
(3)基盤整備事業への取組方針 農地を守っていく上で、農業用水路の老朽化、畔の草刈り問題を考えると農地の大型化による作業負荷軽減と効率化に取り組む必要がある
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 営農組合を中心に、若手オペレーターの育成、栽培技術の研修を行い、区域内の農業者と一体となりスマート農業導入に取り組む
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 現段階では、区域内農業者が営農組合で行う

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策: 侵入防止柵管理(点検・修繕)を行い、また被害・目撃情報があった場合は、対策と侵入経路を確認する
- ②有機・減農薬・減肥料: 減農薬に今後も取組む
- ③スマート農業: 区域内農業者と営農組合が一体となり、大型草刈り機・ドローン(肥料・農薬散布)導入を図る